

令和2年9月15日

学生の皆さん

清和大学 学 長
教学部長

後期対面授業欠席の届出について

8月11日付けで、後期の授業形態について、「開講科目の一部で対面授業を再開し、オンライン授業と併用する」と連絡したところですが、対面授業開講日に次の3つに該当する場合は、登校を控えるとともに速やかに学務課教務係に連絡してください。

1. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合
2. 濃厚接触者に特定された場合
3. 風邪の症状（発熱、鼻水、咽頭痛、咳、痰、息苦しさ、倦怠感等）がある場合

学生の皆さんの不利益とならないよう、授業担当者によりレポート・追試験等の代替措置を講じるなど最大限の配慮を行いますので、体調不良の場合は、登校しないようにしてください。

1～3により、欠席する場合は、別紙「連絡方法フローチャート（図1・2）」及び「健康記録表」を参照のうえ、大学へ必ず連絡してください。

電話 0438-30-5531 E-mail kyoumu@seiwa-univ.ac.jp

1～3に該当した場合、登校を再開しようとする時に、手続き書類を提出する必要があります。次の表の書類を「欠席届」とあわせて学務課に提出してください。

状況	登校可能となる目安等	提出書類
1. 新型コロナウイルス感染 （出席停止）	治癒したと診断された日まで	・欠席届 ・医療機関による感染が証明 できる書類
2 「濃厚接触者」特定により （自宅待機）	感染者と接触した日から14日間	・欠席届 ・保健所等による濃厚接触者 の特定が証明できる書類
3. 風邪等の症状により、 「医療機関を受診」又は 「自宅療養」	風邪等の症状が緩和されるまで の期間（5～7日間）	・欠席届 ・「健康記録表」